

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規 則

○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県教育委員会

○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○平成二十八年改正条例第二号及び平成二十八年改正条例第十一号の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第十四号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）
技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職級の番号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用技能労務職員以外の技能労務職員	1	129,900	182,600	204,900	253,700	284,300
	2	130,900	184,100	206,300	254,900	286,300
	3	131,900	185,700	207,800	256,100	288,100
	4	132,800	187,200	209,100	257,400	290,100
	5	133,800	188,600	210,400	258,300	292,000
	6	134,900	190,200	211,900	259,700	293,800
	7	135,900	191,600	213,300	260,900	295,600
	8	136,900	193,100	214,700	262,100	297,500
	9	137,800	194,500	216,200	263,300	299,300
	10	138,800	195,700	217,800	264,500	301,100
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	11	139,800	197,100	219,500	265,700	302,800
	12	140,900	198,200	220,900	267,000	304,700
	13	141,800	199,400	222,300	268,100	306,300
	14	142,800	200,600	223,800	269,200	308,100
	15	143,800	201,700	225,300	270,300	309,700
	16	144,800	202,800	226,700	271,400	311,300
	17	146,000	204,000	227,800	272,500	312,900
	18	147,200	205,100	228,600	273,800	314,600
技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	19	148,400	206,100	229,600	274,900	316,300
	20	149,700	207,100	230,600	275,900	318,100
	21	150,800	208,200	231,500	276,900	319,400
	22	152,000	209,300	233,000	278,100	320,800
	23	153,300	210,400	234,400	279,200	322,300
	24	154,500	211,500	235,500	280,300	323,800
	25	155,700	212,400	237,100	281,400	325,300
	26	157,300	213,300	238,400	282,500	326,800
	27	158,800	214,000	239,700	283,600	328,200
	28	160,400	215,000	241,100	284,800	329,700
29	161,800	215,900	242,300	285,800	331,300	

再任用 技能労 務職員	107	235,400	270,700	308,100		
	108	235,800	270,900	308,500		
	109	236,000	271,200	308,800		
	110	236,400	271,500	309,200		
	111	237,000	271,800	309,600		
	112	237,500	272,000	309,900		
	113	237,900	272,200	310,100		
	114	238,400	272,500	310,500		
	115	238,900	272,700	310,800		
	116	239,400	272,900	311,000		
	117	239,700	273,200	311,200		
	118	240,100	273,600	311,500		
	119	240,600	273,900	311,800		
	120	241,000	274,200	312,000		
	121	241,400	274,300	312,200		
	122		274,600	312,500		
	123		274,900	312,800		
	124		275,200	313,000		
	125		275,300	313,200		
	126		275,600	313,500		
	127		275,900	313,800		
	128		276,200	314,100		
	129		276,300	314,300		
	130		276,600	314,600		
	131		276,900	314,900		
	132		277,300	315,100		
	133		277,400	315,300		
	134		277,700			
	135		278,000			
	136		278,300			
	137	197,800	278,400	228,200	249,600	281,200

別表第四87の項中「38」を「37」に改め、同表93の項及び94の項中「39」を「38」に改め、同表99の項から101の項までの規定中「40」を「39」に改める。

附 則

- 1 (施行期日等)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- 2 (給与の内払)
改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。(経過措置)
- 3 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(人 事 課)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

技能労務職給料表						
技能労務職員	職 務 的 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

73	215,600	259,700	291,500	320,100
74	216,200	260,100	292,300	320,600
75	216,800	260,600	293,100	321,100
76	217,600	261,100	293,900	321,600
77	217,800	261,700	294,500	321,800
78	218,600	262,100	295,000	322,100
79	219,200	262,700	295,600	322,400
80	219,800	263,200	296,000	322,700
81	220,500	263,500	296,400	323,000
82	221,100	263,800	296,800	323,300
83	221,700	264,100	297,300	323,600
84	222,500	264,400	297,800	323,900
85	223,200	264,600	298,200	324,100
86	223,800	264,800	298,800	324,500
87	224,400	265,100	299,500	324,800
88	225,100	265,400	300,100	325,100
89	225,600	265,600	300,400	325,300
90	226,300	265,800	300,900	325,600
91	226,900	266,300	301,400	325,900
92	227,500	266,500	301,800	326,200
93	227,900	266,800	302,200	326,400
94	228,400	267,200	302,700	326,700
95	228,900	267,500	303,300	327,000
96	229,400	267,800	303,800	327,200
97	230,100	268,000	304,100	327,400
98	230,600	268,300	304,500	327,700
99	231,100	268,500	305,000	328,000
100	231,600	268,800	305,500	328,200
101	232,200	269,100	305,900	328,400
102	232,700	269,300	306,300	
103	233,400	269,600	306,700	
104	234,000	270,000	307,000	
105	234,400	270,200	307,300	
106	234,900	270,400	307,700	
107	235,400	270,700	308,100	
108	235,800	270,900	308,500	
109	236,000	271,200	308,800	
110	236,400	271,500	309,200	
111	237,000	271,800	309,600	

112	237,500	272,000	309,900	
113	237,900	272,200	310,100	
114	238,400	272,500	310,500	
115	238,900	272,700	310,800	
116	239,400	272,900	311,000	
117	239,700	273,200	311,200	
118	240,100	273,600	311,500	
119	240,600	273,900	311,800	
120	241,000	274,200	312,000	
121	241,400	274,300	312,200	
122		274,600	312,500	
123		274,900	312,800	
124		275,200	313,000	
125		275,300	313,200	
126		275,600	313,500	
127		275,900	313,800	
128		276,200	314,100	
129		276,300	314,300	
130		276,600	314,600	
131		276,900	314,900	
132		277,300	315,100	
133		277,400	315,300	
134		277,700		
135		278,000		
136		278,300		
137	197,800	278,400		
再任用 技能労 務職員		209,200	228,200	219,600
				281,200

別表第四87の項中「38」を「37」に改め、同表93の項及び94の項中「39」を「38」に改め、同表99の項から101の項までの規定中「40」を「39」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に
関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から
適用する。
(給与の内払)

第二十七条の四第三項の表百キロメートル以上五百キロメートル未満の項中「六、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表五百キロメートル以上二百キロメートル未満の項中「七、七五〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表二百キロメートル以上二百五十キロメートル未満の項中「九、五〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表二百五十キロメートル以上三百キロメートル未満の項中「一一、二五〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同表三百キロメートル以上五百キロメートル未満の項中「一三、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表五百キロメートル以上七百キロメートル未満の項中「二〇、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同表七百キロメートル以上九百キロメートル未満の項中「二六、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に改め、同表九百キロメートル以上千キロメートル未満の項中「三三、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改め、同表千キロメートル以上千三百キロメートル未満の項中「三八、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に改め、同表千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満の項中「四三、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に改め、同表千五百キロメートル以上二千キロメートル未満の項中「四八、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に改め、同表二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満の項中「五三、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改め、同表二千五百キロメートル以上の項中「五八、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改める。

第三十三条の六第七項第二号中「百分の百五十」を「百分の百六十」に、「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同項第二号中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

別表第一の二アの表二級の項を次のように改める。

1 級	6,700円。ただし、1号給6,484円、2号給6,534円、3号給6,588円、4号給6,637円、5号給6,691円
-----	--

別表第一の二イの表一級の項から三級の項までを次のように改める。

1 級	8,100円。ただし、1号給7,551円、2号給7,627円、3号給7,699円、4号給7,776円、5号給7,852円、6号給7,938円、7号給8,019円
2 級	8,900円。ただし、1号給8,266円、2号給8,347円、3号給8,428円、4号給8,509円、5号給8,599円、6号給8,703円、7号給8,806円
3 級	9,500円。ただし、1号給9,499円

別表第一の二ウの表二級の項及び二級の項を次のように改める。

9,100円。ただし、1号給7,101円、2号給7,168円、3号給7,236円、4号給7,303円、5号給7,384円、6号給7,470円、7号給7,555円、8
--

1 級	号給7,636円、9号給7,722円、10号給7,816円、11号給7,915円、12号給8,005円、13号給8,104円、14号給8,203円、15号給8,307円、16号給8,406円、17号給8,518円、18号給8,635円、19号給8,752円、20号給8,865円、21号給8,982円、22号給9,058円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,153円、2号給9,229円、3号給9,310円、4号給9,387円、5号給9,472円、6号給9,549円、7号給9,625円、8号給9,702円、9号給9,783円、10号給9,868円、11号給9,954円、12号給10,039円、13号給10,116円、14号給10,206円、15号給10,296円、16号給10,386円、17号給10,476円、18号給10,597円、19号給10,719円、20号給10,845円、21号給10,966円、22号給11,097円

別表第一の二エの表一級の項中「ただし、1号給10,971円」を削る。
別表第一の二カの表二級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,200円。ただし、1号給7,330円、2号給7,393円、3号給7,461円、4号給7,524円、5号給7,591円、6号給7,663円、7号給7,731円、8号給7,798円、9号給7,861円、10号給7,938円、11号給8,010円、12号給8,082円、13号給8,154円
2 級	9,600円。ただし、1号給8,590円、2号給8,685円、3号給8,784円、4号給8,878円、5号給8,977円、6号給9,085円、7号給9,189円、8号給9,292円、9号給9,409円、10号給9,472円、11号給9,535円

別表第二備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 35,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	33,500
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	32,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	30,500

4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	29,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	27,500
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	26,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	24,500
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	23,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	21,500
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	18,500
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	15,500
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	12,500
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	9,500
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	6,500
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	

24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	

別表第四東京都のうち特別区の項中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同表大阪府のうち大阪市の項中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同表愛知県のうち名古屋市の項中「百分の十三」を「百分の十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五の改正規定、第二十七条の四の改正規定及び別表第三の改正規定（2項職員の欄に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定、別表第三の改正規定（2項職員の欄に係る部分を除く。）及び別表第四の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成二十七年四月一日から、この規則（第三十三条の六の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。
- 3 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第九条の二第二項の規定に基づいて職員が平成二十七年四月一日から平成二十

八年三月三十一日までの間に支給されることとなる地域手当に関する改正後の職員給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第四の規定の適用については、同表東京都のうち特別区の項中「百分の二十」とあるのは「百分の十八・五」と、同表大阪府のうち大阪市の項中「百分の十」とあるのは「百分の十五・五」と、同表愛知県のうち名古屋市の項中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」とする。

（平成二十七年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例）

4 給与条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十七年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の二百」とあるのは「百分の二百十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の七十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の百」とする。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第七号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給7,101円、2号給7,168円、3号給7,236円、4号給7,303円、5号給7,384円、6号給7,470円、7号給7,555円、8号給7,636円、9号給7,722円、10号給7,816円、11号給7,915円、12号給8,005円、13号給8,104円、14号給8,203円、15号給8,307円、16号給8,406円、17号給8,518円、18号給8,635円、19号給8,752円、20号給8,865円、21号給8,982円、22号給9,058円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,153円、2号給9,229円、3号給9,310円、4号給9,387円、5号給9,472円、6号給9,549円、7号給9,625円、8号給9,702円、9号給9,783円、10号給9,868円、11号給9,954円、12号給10,039円、13号給10,116円、14号給10,206円、15号給10,296円、16号給10,386円、17号給10,476円、18号給10,597円、19号給10,719円、20号給10,845円、21号給10,966円、22号給11,097円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,500円。ただし、1号給7,101円、2号給7,168円、3号給7,236円、4号給7,303円、5号給7,384円、6号給7,470円、7号給7,555円、8号給7,636円、9号給7,722円、10号給7,816円、11号給7,915円、12号給8,005円、13号給8,104円、14号給8,203円、15号給8,307円、16号給8,406円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,843円、2号給7,938円、3号給8,032円、4号給8,131円、5号給8,235円、6号給8,334円、7号給8,433円、8号給8,532円、9号給8,640円、10号給8,766円、11号給8,887円、12号給9,013円、13号給9,153円、14号給9,229円、15号給9,310円、16号給9,387円、17号給9,472円、18号給9,549円、19号給9,625円、20号給9,702円、21号給9,783円、22号給9,868円、23号給9,954円、24号給10,039円、25号給10,116円、26号給10,206円、27号給10,296円、28号給10,386円、29号給10,476円、30号給10,597円、31号給10,719円、32号給10,845円、33号給10,966円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第八号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の1の部六の項学歴免許等の資格の該当者の欄(8)を次のように改める。

- (8) 農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第四十八号）第三条第一号の規定により農林水産大臣の指定する都道府県農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）の研究課程（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業者

別表第十七の2の部一の項学歴免許等の資格の該当者の欄(4)中「昼間課程（一）の下に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）第十九条の規定による改正前の歯科技工士法第十

四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、「」を加え、同欄(18)中「研究部門」を「研究課程」に改め、同部二の項学歴免許等の資格の該当者の欄(22)中「養成部門」を「養成課程」に改める。

別表第二十八の三の表4級の欄中「30 31 32 33 34 35 36」を「30 31 32 33 34 35 36」に改め、別表第二十八の四の表2級の欄中「38」を「38」に改める。

34	37	30	31	32	33	34	35	36	36
35	37	29	30	30	31	31	32	33	34
36	38	30	31	31	32	32	33	33	34
37	39	31	32	32	33	33	34	34	35
38	40	32	33	33	34	34	35	35	36
39	41	33	34	34	35	35	36	36	37
40	42	34	35	35	36	36	37	37	38
41	43	35	36	36	37	37	38	38	39
42	44	36	37	37	38	38	39	39	40
43	45	37	38	38	39	39	40	40	41
44	46	38	39	39	40	40	41	41	42
45	47	39	40	40	41	41	42	42	43
46	48	40	41	41	42	42	43	43	44
47	49	41	42	42	43	43	44	44	45
48	50	42	43	43	44	44	45	45	46
49	51	43	44	44	45	45	46	46	47
50	52	44	45	45	46	46	47	47	48
51	53	45	46	46	47	47	48	48	49
52	54	46	47	47	48	48	49	49	50
53	55	47	48	48	49	49	50	50	51
54	56	48	49	49	50	50	51	51	52
55	57	49	50	50	51	51	52	52	53
56	58	50	51	51	52	52	53	53	54
57	59	51	52	52	53	53	54	54	55
58	60	52	53	53	54	54	55	55	56
59	61	53	54	54	55	55	56	56	57
60	62	54	55	55	56	56	57	57	58
61	63	55	56	56	57	57	58	58	59
62	64	56	57	57	58	58	59	59	60
63	65	57	58	58	59	59	60	60	61
64	66	58	59	59	60	60	61	61	62
65	67	59	60	60	61	61	62	62	63
66	68	60	61	61	62	62	63	63	64
67	69	61	62	62	63	63	64	64	65
68	70	62	63	63	64	64	65	65	66
69	71	63	64	64	65	65	66	66	67
70	72	64	65	65	66	66	67	67	68
71	73	65	66	66	67	67	68	68	69
72	74	66	67	67	68	68	69	69	70
73	75	67	68	68	69	69	70	70	71
74	76	68	69	69	70	70	71	71	72
75	77	69	70	70	71	71	72	72	73
76	78	70	71	71	72	72	73	73	74
77	79	71	72	72	73	73	74	74	75
78	80	72	73	73	74	74	75	75	76
79	81	73	74	74	75	75	76	76	77
80	82	74	75	75	76	76	77	77	78
81	83	75	76	76	77	77	78	78	79
82	84	76	77	77	78	78	79	79	80
83	85	77	78	78	79	79	80	80	81
84	86	78	79	79	80	80	81	81	82
85	87	79	80	80	81	81	82	82	83
86	88	80	81	81	82	82	83	83	84
87	89	81	82	82	83	83	84	84	85
88	90	82	83	83	84	84	85	85	86
89	91	83	84	84	85	85	86	86	87
90	92	84	85	85	86	86	87	87	88
91	93	85	86	86	87	87	88	88	89
92	94	86	87	87	88	88	89	89	90
93	95	87	88	88	89	89	90	90	91
94	96	88	89	89	90	90	91	91	92
95	97	89	90	90	91	91	92	92	93
96	98	90	91	91	92	92	93	93	94
97	99	91	92	92	93	93	94	94	95
98	100	92	93	93	94	94	95	95	96
99	101	93	94	94	95	95	96	96	97
100	102	94	95	95	96	96	97	97	98
101	103	95	96	96	97	97	98	98	99
102	104	96	97	97	98	98	99	99	100
103	105	97	98	98	99	99	100	100	101
104	106	98	99	99	100	100	101	101	102
105	107	99	100	100	101	101	102	102	103
106	108	100	101	101	102	102	103	103	104
107	109	101	102	102	103	103	104	104	105
108	110	102	103	103	104	104	105	105	106
109	111	103	104	104	105	105	106	106	107
110	112	104	105	105	106	106	107	107	108
111	113	105	106	106	107	107	108	108	109
112	114	106	107	107	108	108	109	109	110
113	115	107	108	108	109	109	110	110	111
114	116	108	109	109	110	110	111	111	112
115	117	109	110	110	111	111	112	112	113
116	118	110	111	111	112	112	113	113	114
117	119	111	112	112	113	113	114	114	115
118	120	112	113	113	114	114	115	115	116
119	121	113	114	114	115	115	116	116	117
120	122	114	115	115	116	116	117	117	118
121	123	115	116	116	117	117	118	118	119
122	124	116	117	117	118	118	119	119	120
123	125	117	118	118	119	119	120	120	121
124	126	118	119	119	120	120	121	121	122
125	127	119	120	120	121	121	122	122	123
126	128	120	121	121	122	122	123	123	124
127	129	121	122	122	123	123	124	124	125
128	130	122	123	123	124	124	125	125	126
129	131	123	124	124	125	125	126	126	127
130	132	124	125	125	126	126	127	127	128
131	133	125	126	126	127	127	128	128	129
132	134	126	127	127	128	128	129	129	130
133	135	127	128	128	129	129	130	130	131
134	136	128	129	129	130	130	131	131	132
135	137	129	130	130	131	131	132	132	133
136	138	130	131	131	132	132	133	133	134
137	139	131	132	132	133	133	134	134	135
138	140	132	133	133	134	134	135	135	136
139	141	133	134	134	135	135	136	136	137
140	142	134	135	135	136	136	137	137	138
141	143	135	136	136	137	137	138	138	139
142	144	136	137	137	138	138	139	139	140
143	145	137	138	138	139	139	140	140	141
144	146	138	139	139	140	140	141	141	142
145	147	139	140	140	141	141	142	142	143
146	148	140	141	141	142	142	143	143	144
147	149	141	142	142	143	143	144	144	145
148	150	142	143	143	144	144	145	145	146
149	151	143	144	144	145	145	146	146	147
150	152	144	145	145	146	146	147	147	148
151	153	145	146	146	147	147	148	148	149
152	154	146	147	147	148	148	149	149	150
153	155	147	148	148	149	149	150	150	151
154	156	148	149	149	150	150	151	151	152
155	157	149	150	150	151	151	152	152	153
156	158	150	151	151	152	152	153	153	154
157	159	151	152	152	153	153	154	154	155
158	160	152	153	153	154	154	155	155	156
159	161	153	154	154	155	155	156	156	157
160	162	154	155	155	156	156	157	157	158
161	163	155	156	156	157	157	158	158	159
162	164	156	157	157	158	158	159	159	160
163	165	157	158	158	159	159	160	160	161
164	166	158	159	159	160	160	161	161	162
165	167	159	160	160	161	161	162	162	163
166	168	160	161	161	162	162	163	163	164
167	169	161	162	162	163	163	164	164	165
168	170	162	163	163	164	164	165	165	166
169	171	163	164	164	165	165	166	166	167
170	172	164	165	165	166	166	167	167	168
171	173	165	166	166	167	167	168	168	169
172	174	166	167	167	168	168	169	169	170
173	175	167	168	168	169	169	170	170	171
174	176	168	169	169	170	170	171	171	172
175	177	169	170	170	171	171	172	172	173
176	178	170	171	171	172	172	173	173	174
177	179	171	172	172	173	173	174	174	175
178	180	172	173	173	174	174	175	175	176
179	181	173	174	174	175	175	176	176	177
180	182	174	175	175	176	176	177	177	178
181	183	175	176	176	177	177	178	178	179
182	184	176	177	177	178	178	179		

認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(採用給与課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年福島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

附則第三項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正後の改正規則」という。)附則第二項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2 改正後の改正規則附則第二項の規定に基づいて職員が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に支給されることとなる地域手当に関する改正後の改正規則附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の十六」とあるのは、「百分の十五・五」とする。

(採用給与課)

平成二十八年改正条例第二号及び平成二十八年改正条例第十一号の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十一号

平成二十八年改正条例第二号及び平成二十八年改正条例第十一号の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福島県条例第二号。以下「平成二十八年改正給与条例」という。)附則第五項及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福島県条例第十一号。以下「平成二十八年改正市町村職員給与条例」という。)附則第四項の規定に基づき、給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第十一号。以下「平成二十七年改正給与条例」という。)附則第三項に規定する特定職員及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第六十七号。以下「平成二十七年改正市町村職員給与条例」という。)附則第三項に規定する特定学校職員であり、かつ、平成二十七年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定又は平成二十七年改正市町村職員給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 平成二十八年改正給与条例及び平成二十八年改正市町村職員給与条例の施行の日をいう。
- 三 改正後の給与条例 平成二十八年改正給与条例による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)及び平成二十八年改正市町村職員給与条例による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)をいう。
- 四 改正前の給与条例 平成二十八年改正給与条例による改正前の職員の給与に関する条例及び平成二十八年改正市町村職員給与条例による改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例をいう。

第三条 経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例

(経過措置額支給特定職員に対する給与の特例)

この規則の施行の日から平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定及び平成二十七年改正市町村職員給与条例附則第三項から第五項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料(人事委員会の定める場合におけるものに限る。)
- 二 地域手当
- 三 特地勤務手当

四 特地勤務手当に準ずる手当
五 超過勤務手当
六 休日給
七 夜勤手当
八 期末手当
九 勤勉手当
十 農林漁業普及指導手当
十一 へき地手当
十二 へき地手当に準ずる手当
十三 特殊勤務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）第十八条第一項第一号から第三号までに規定する場合に支給するものに限る。）

第四条 経過措置額支給特定職員（人事委員会の定める職員を除く。）に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十二条その他の条例の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第五条第二項において「第十二条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定及び平成二十七年改正市町村職員給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の特例）

第五条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第七項第一号又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「市町村職員給与条例」という。）附則第七項に定める額に相当する額を減じた額と平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第七項第一号又は市町村職員給与条例附則第七項に定める額に相当する額を減じた額と平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定又は平成二十七年改正市町村職員給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額に達しない場合における平成二十七年改正給与条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成二十七年福島県人事委員会規則第九号）第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第三条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十二条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定及び平成二十七年改正市町村職員給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料について

は、適用しない。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十八年改正給与条例及び平成二十八年改正市町村職員給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）